

---

# ITEM2022に参加される方へ

医療機器業公正競争規約の展示関連説明

2022年度版

公正取引推進委員会  
公取協JIRA支部

2021/10/27 展示実施要項説明会



# 公正競争規約とは

ITEMには公正競争規約が適用されます。

## 医療機器業公正競争規約は

■消費者庁長官と公正取引委員会から認定を受けた法的根拠のある医療機器業界のルール。

■金銭や物品、便益労務等を提供することについて、できること、できないこと等を規定しています。

# もくじ

---

1. 入場カード引換券の配布方法
2. 自社展示場の来場者への記念品
3. 形状見本(サンプル)は配布できない
4. アンケート調査への謝礼
5. 会場での食品類の提供
6. 商談に伴うお客様との飲食
7. WEB講演会(共催セミナー)
8. WEB展示の注意事項
9. 学会での案内等の手伝い
10. 公取協JIRA支部ブース

# 入場カード引換券の配布方法

入場カード引換券はJRCが顧客等を招待するもの。  
事業者の皆様にはJRCに代わって、入場券を配布して  
いただいています。

**事業者が医療関係者に無償提供しているのではない！**

**自社の招待であるとの疑いを受けないように！**

■ 入場カード引換券を顧客にお渡しする際は、JRCの指定封筒に入れてください。

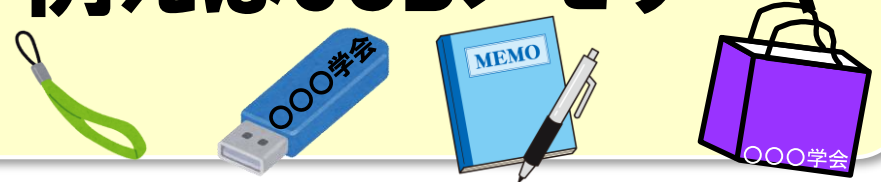
■ ITEM入場カード引換券自体には社印や社名の押印や表示はしないこと。

# — 自社展示場の来場者への記念品 —

学会参加者への配付用として提供できる物品

**※市価で『1千円を超えない範囲』**

- 文具類(筆記用具、ノート、メモ帳類)
- カタログ等の資料を入れる袋
- モバイル用品(ノートパソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等を使用する上で有用な物品。例えばUSBメモリーやSDカード等)



**これ等に該当しないものはITEMの来場記念品には  
できません。**

# — 形状見本(サンプル)は配布できない —

展示会場で形状見本(サンプル)の提供はできない

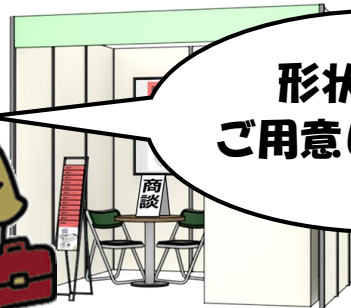
学会等の併設展示場で形状見本を配布することは、規約上の要件を満たしません。

**会場での形状見本の提供はできません。**

ダメだよ!

学会展示会場で、医療担当者等に十分な情報提供を行うことは難しい。

形状見本をご用意してます。



# アンケート調査への謝礼

## アンケートとは

市場調査の一環として、医療機関等又は医療担当者等に対して行う質問形式の調査で、マーケティング計画立案の参考にすることを目的として実施するもの。

■ アンケート調査の謝礼は、**1千円を越えない**範囲と決められています。(現金はダメ)

■ アンケート調査の謝礼はアンケートへの回答(役務)に対する対価です。**名目的な**アンケートに対する謝礼は規約に違反します。

# 会場での食品類の提供

来場者に食品類(飲料・菓子類・飴等)を提供することはできません。

■カウンターに飴等がある場合は、係員がお声がけします。

次のような場合は飲食を提供できます。

■商談時にパーティション等で仕切られた商談コーナー内で茶菓を提供すること。

■展示ブースが狭く商談コーナーを設けられない場合に、商談時に商談スペースである事を明示した場所で茶菓を提供すること。

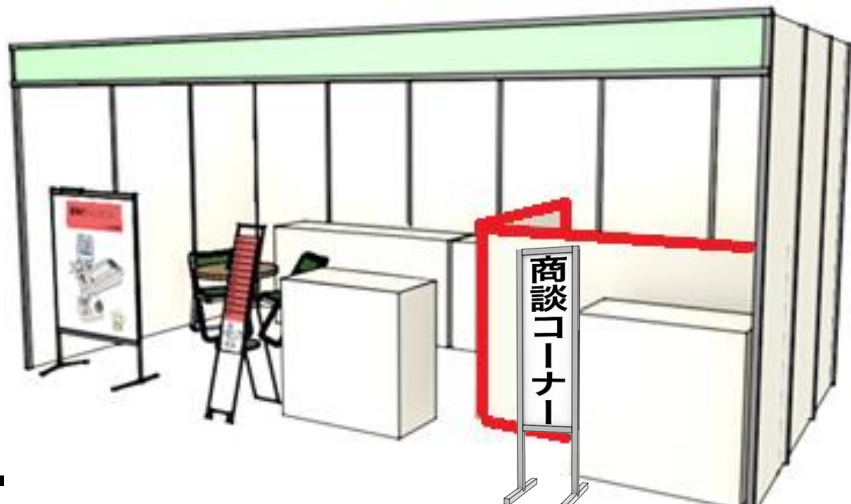
第三者からみても、商談や打合せの際の社会的儀礼の範囲内での接遇であるとわかるように！



# 会場での食品類の提供

## 学会会場の展示ブースにおける コーヒー等の茶菓の提供

自社の展示ブース内のパーティション等で仕切られた商談コーナー又は相談コーナーで、商談中などに提供する場合。



仕切られた  
商談コーナーでの  
商談中の提供は、  
制限されないよ



**JIRA**

# 会場での食品類の提供

パーティション等で仕切られた商談コーナー等を  
設けることができないような場合

**第三者がみて、商談や打合せの  
際の社会的儀礼の範囲内での  
接遇であると認識できる。**



商談スペースだと、  
わかるように  
してね！



JIRA

# 会場での食品類の提供

通路でコーヒー、菓子等を来場者に配ること  
⇒来場者の自社ブースへの誘導

商談等を円滑に進行させるために  
行う接遇に当たらない。  
⇒社会的儀礼の範囲を逸脱して  
いると判断。

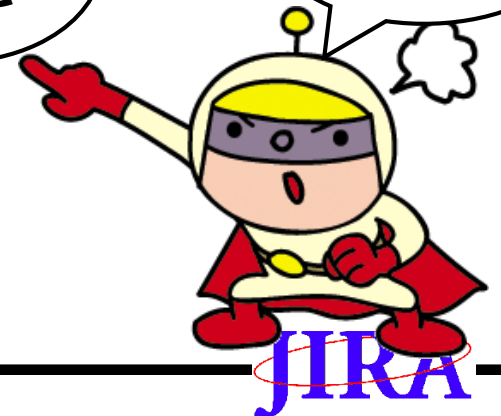
キャンディを  
お配りしています！



コーヒーを  
どうぞ



ダメだよ！



# 商談に伴うお客様との飲食

接待とは、商談・会議等を円滑に進行させるために副次的に行うもの

## 商談、打ち合わせに伴う飲食提供の範囲

- まず商談・打ち合わせ等があること。
- 一人当たり1万円以内。
- 商談・打ち合わせに相応しい場所。
- 2次会は禁止されています。

きょう応・・・飲食物や娯楽等の提供それ自体を目的とし、接待の範囲を超えるもの。きょう応は不当な取引誘引行為として規約違反になります。

# WEB講演会(共催セミナー)

「WEBを使用した自社の取り扱う医療機器の講演会」とは

インターネット等を利用し、講師・演者と聴講者が異なる場所にいる状態で開催され、リアルタイムで**双方向のコミュニケーション(質疑応答)**が可能な講演会。

お弁当の提供は

**複数医療機関**の受講者が特定の場所に集合している場合は提供可能。  
(事業者が**その場**で、しっかり**管理**すること)



# WEB展示の注意事項

- WEB展示であっても規約上の考え方は従来のプロモーションと同じです。
- WEBだから許される。WEBだから許されない。という事はありません。
- 規約違反を宣伝するようなことにならないように、プロモーション内容に注意してください。

規約とは別に、医薬品等適正広告基準にも注意してください。

# 学会での案内等の手伝い

- 要請に応ずる場合は、複数社で対応する。
- 同一資本系列(子会社等)や自社代理店との対応は、複数社とは認めていません。
- 1社1日、1~2名。
- お手伝い程度の簡易な作業であること。

## 簡易な作業の例

受付  
会場誘導  
クローク等の補助  
会場照明のON/OFF

## 簡易な作業ではない例

PC・スライド等OA機器の操作  
時計・マイク・スポットライト係  
金銭を取り扱う業務  
駐車場の誘導 等

# 公取協JIRA支部ブース

ITEM会場内に公取協ブースが設置されています

■規約の周知を行い、相談を受け付けます。

■会場内を見回り、規約に抵触すると思われる場合は、その場で違反行為を中止するよう求めることが有ります。



---

# 最後に

規約をご理解の上、  
遵守頂くようお願い致します。